

諮問日：令和4年6月1日（令和4年度（個）諮問第3号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（個）答申第8号）

件名：鹿児島地方裁判所における苦情申出人に関する信書の発受についての文書
に記録された保有個人情報の開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人に関する信書の発受について（令和元年10月8日から本日付（補正がなされた場合は補正回答日付）までのもの）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、鹿児島地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、鹿児島地方裁判所長が令和4年4月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2（令和4年7月1日実施前の取扱要綱記第8の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示されたのは一部の令和3年から令和4年の中の更に一部のみです。令和3年から令和4年のものですら全て開示が行われていません。発受（信書の書面内容も含む。）の記録の開示を求めます。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、申出内容を令和元年10月8日から令和4年3月18日までの間に、「特定の信書について原判断庁が特定人に発信し、又は同人が発信したもので原判断庁が受信した各記録」と整理した。

2 受付所において司法行政文書を受け付けたときは、当該文書が書留郵便物であるときは特殊文書受付簿に所要の事項を記載する（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）記第2の2の(1))ほか、司法行政文書（保存期間を1年以上とする必要のない司法行政文書を除く。）を直接受領し、又はその配布を受けたときは、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付の機能を利用して、又は文書受理簿に所要の事項を記載して行うこととされている（下級裁実施通達記第2の5の(1)）。

なお、書留郵便物以外の郵便物（普通郵便等）については、帳簿への記載等の定めはない。

3 原判断庁において、本件開示申出に係る保有個人情報記録された司法行政文書の探索を行った結果、本件開示申出に係る保有個人情報として文書管理システムに登録された情報が該当したことから、これを開示することとしたが、そのほかに本件開示申出に係る保有個人情報記録された司法行政文書は存在しなかった。

4 苦情申出人は、「発受の信書の書面内容」が含まれていない旨主張するが、本件開示申出は1のとおりであり、信書そのものは本件対象文書に含まれない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 原判断庁は、本件開示申出について、「令和元年10月8日から令和4年3月18日までの間に、特定の信書について原判断庁が特定人に発信し、又は同

人が発信したもので原判断庁が受信した各記録」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

- 2 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、いずれも、文書管理システムに登録された情報であり、令和3年及び令和4年1月1日から同年3月18日までの間に、苦情申出人が特定の信書を発信し、原判断庁が受信した記録及び原判断庁が苦情申出人に対し、特定の信書を発信した記録であることが認められ、本件対象個人情報記録された文書に該当するといえる。
- 3 (1) 苦情申出人は、本件対象文書は本件開示申出に係る文書の一部にとどまる旨主張する。

しかしながら、以下のとおり、下級裁実施通達の定め及び確認結果を踏まえると、本件対象文書のほかに本件対象個人情報記録された司法行政文書は存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

ア 下級裁実施通達によれば、裁判所は、受付所において司法行政文書を受け付けたときは、受付手続を行い、主管課等に配布し（下級裁実施通達記第2の2の(1)及び3の(1)）、受付手続に際して、当該文書が書留郵便物であるときは、特殊文書受付簿に所要の事項を記載し主管課等へ引き継ぐこととされているが（下級裁実施通達記第2の2の(1)）、書留郵便物以外の郵便物（普通郵便等）については、特殊文書受付簿への記載等の定めはないことから、受付や主管課等への引継ぎを明らかにした帳簿を作成することは義務付けられていないと解される。

そして、司法行政文書を直接受領し、又はその配布を受けた主管課等において、当該司法行政文書が平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)に定

める保存期間を1年以上とする必要のない司法行政文書（以下「短期保有文書」という。）であった場合は、当該司法行政文書の受理を文書管理システムの受付簿を利用して、又は文書受理簿に所要の事項を記載して行う（下級裁実施通達記第2の5の(1)）。

また、司法行政文書（短期保有文書を除く。）を発送するときは、発送日を文書管理システムに登録する（下級裁実施通達記第3の6の(7)）。

イ 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、原判断庁において、特殊文書受付簿に苦情申出人に係る個人情報の記録は確認できなかったこと、書留郵便物以外の郵便物（普通郵便等）について、特殊文書受付簿のような帳簿は作成されていないこと、文書管理システムが利用されていることが認められた。

(2) 苦情申出人は、前記のほか、「発受の信書の書面内容」が含まれていない旨主張する。しかし、信書の発受の記録を開示された後に、その内容を確認した上で保存されている文書について改めて開示申出をすることも可能であるところ、本件開示申出に係る文書の記載を踏まえれば、本件開示申出について、1のとおり整理したことは合理的である。したがって、苦情申出人の上記主張は採用することはできない。

4 そのほか、鹿児島地方裁判所において、本件対象文書のほかに本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、鹿児島地方裁判所において、本件対象文書のほかに本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

5 以上のとおり、原判断については、鹿児島地方裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 受付完了一覧令和3年
- 2 受付完了一覧令和4年
- 3 施行完了令和03年
- 4 施行完了令和04年